

交免第424号  
平成29年3月9日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

指定自動車教習所に対する仮運転免許試験等の業務委託について  
(通達)

仮運転免許試験等の業務委託については、「指定自動車教習所に対する仮運転免許試験等の委託について」(平成26年6月4日付け交免第667号。以下「旧通達」という。)により実施しているところ、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の一部改正により、準中型免許が新設されることに伴い、平成29年3月12日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は平成29年3月11日をもって廃止する。

記

1 趣旨

岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が法第99条の規定により指定した自動車教習所(以下「指定教習所」という。)において行う、法及び「運転免許事務処理要領」(平成29年3月9日付け交免第418号。以下「事務処理要領」という。)に規定する仮運転免許試験(以下「仮免許試験」という。)、仮運転免許証(法第87条に規定するものをいう。以下「仮免許証」という。)の交付等に関する事務(以下「仮免許事務」と総称する。)について必要な事項を定め、その適正な運用を図ろうとするものである。

2 委託先

指定教習所

3 仮免許事務の委託内容

- (1) 適性試験の実施(法第97条第1項第1号に基づき実施するもの)
- (2) 学科試験の実施(法第97条第1項第3号に基づき実施するもの)
- (3) 仮免許証の仮作成、申請及び交付
- (4) 質問票(法第89条に規定するもの)の交付、作成指示、確認及び受理

4 仮免許事務の流れ

別添のとおり

5 仮免許申請の事前点検

- (1) 指定教習所を管理する者(以下「管理者」という。)は、実施する仮免許試験ごとに教習生に係る事務処理要領に規定する仮運転免許申請書(以

下「申請書」という。)を取りまとめ、一括して警察署へ提出するものとする。

- (2) (1)の提出に係る申請書の事前点検は、指定教習所の所在地を管轄する警察署において行う。

## 6 試験の実施と報告

- (1) 適性試験は、管理者又は管理者が適性試験に係る知識及び能力を有しているとして公安委員会に届出をした教習所職員が実施するものとする。
- (2) 管理者又は教習所職員は、仮免許申請の受付時、教習生に質問票の記載方法を説明した上で作成させ、記入漏れや誤記、本人からの訂正の申出があった場合等は質問票を再交付し作成させるものとする。
- (3) 指定教習所の所在地を管轄する警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）は、管理者が学科試験を実施する場合、当該管理者に対し、その都度、出題する問題に偏りがないように選定した上で口頭連絡し、出題した問題番号を、仮運転免許学科試験問題指定簿（別記様式第1号）により明らかにしておく。

また、管理者は、指定教習所に仮運転免許学科試験問題指定受理簿（別記様式第2号）を備え付け、試験問題の指定を受けた状況を明らかにしておくものとする。

- (4) 管理者は、試験に自ら立ち会い、又は管理者が指定した者を立ち合わせ、公正を確保するものとする。

なお、試験終了後は試験問題の汚損又は破損の有無を確認し異常があった場合には、交通部運転免許課教習所係（以下「教習所係」という。）へ即報するものとする。

- (5) 管理者は、仮免許試験実施後に適性試験及び学科試験の仮判定結果を記載した仮運転免許試験受験者名簿（別記様式第3号）、申請書、住民票の写し、質問票、仮作成した仮免許証、学科試験答案用紙（「運転免許試験事務取扱要領」（平成29年3月3日付け交免第379号）に規定するもの）及び修了証明書（法第99条の5第5項に規定するもの）（以下「仮免許申請書等」という。）を管轄警察署長に提出するものとする。
- (6) 仮免許申請書等の提出時には、仮免許試験仮判定の合否にかかわらず受験者分の誤記の質問票を含めた全てを封筒に封かんして管轄警察署長に提出するものとする。この際、質問票の枚数を確実にするため仮免許申請時に用いた仮運転免許試験受験者名簿の写し1部とともに封かんするものとする。
- (7) 管轄警察署長は、提出を受けた試験の採点を確認し、合格又は不合格の判定を行う。
- (8) 質問票を受け取った管轄警察署長は、仮運転免許申請時質問票送付書（別記様式第4号）を作成し、質問票とともに教習所係へ送付する。

## 7 仮免許証の作成と交付

- (1) 管轄警察署長は、6(5)により提出を受けた仮免許証の内容を点検した後、合格者に係る仮免許証の写真に公安委員会の押し出しプレス（A）を押

印し管理者に返戻する。

- (2) 管理者は、管轄警察署長から受領した仮免許証を合格者に交付するものとする。

## 8 手数料の取扱い

管理者は、仮免許受験手数料にあつては仮免許申請の受付時に受験者分の受験手数料に係る収入証紙を収入証紙納付書に貼付して管轄警察署長に提出し、仮免許交付手数料にあつては警察署から指定教習所へ仮免許証交付時に仮免許交付分の仮免許交付手数料の収入証紙を収入証紙納付書に貼付して管轄警察署長に提出するものとする。

## 9 受託機関の報告

- (1) 管理者は、仮運転免許試験実施結果報告書（別記様式第5号）により、試験の都度、受験者数を管轄警察署長に報告するものとする。
- (2) 管理者は、月ごとの実施結果を仮運転免許試験委託業務実施結果報告書（月）（別記様式第6号）により、翌月の10日までに管轄警察署長を経由して警察本部長に報告するものとする。

## 10 仮免許証用紙及び試験問題の保管及び管理

### (1) 仮免許証用紙

管理者は、仮免許証用紙の受払いの状況を事務処理要領に定める仮運転免許証用紙出納簿に記録し、かつ、盗難、紛失等の事故を防止するため施錠設備のある金庫等に保管するものとする。

### (2) 試験問題

警察署長は、管理者が試験問題を保管する場合には、次の事項に配慮するよう指導する。

ア 保管場所は、指定教習所の事務室等職員の目の届く場所であること。

イ 保管設備は、金庫等確実に施錠ができ、かつ、簡単に持ち運びができないものであること。

ウ 保管設備には、試験問題以外の物を収納しないこと。

エ 仮免許試験以外の目的で試験問題を用いないこと。

## 11 仮免許事務の委託解除

指定教習所の仮免許事務に不正があると認められるとき、又は当該指定教習所の保管等に問題があると認められるときは、当該指定教習所の施設における仮免許事務の委託契約を解除するものとする。

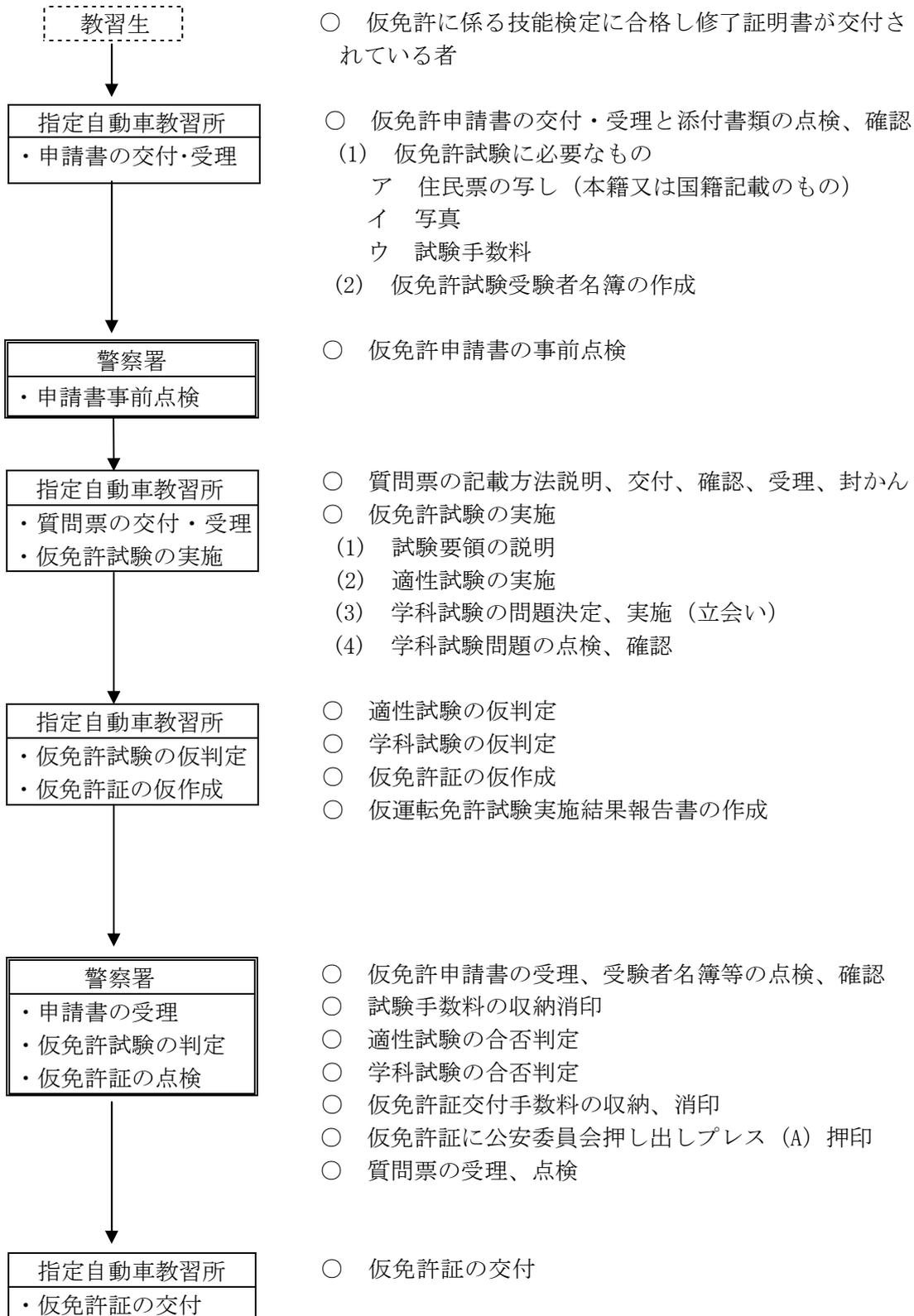
## 12 指定教習所に対する指導監督

公安委員会は、仮免許事務を受託した指定教習所に対して、委託に必要な指導、助言又は資料の提供を行うほか、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 委託事務に関し、定期又は随時に検査すること。
- (2) 委託に関する必要な報告又は資料の提出を求めること。

別添

## 仮運転免許事務の流れ









## 仮運転免許申請時質問票送付書

年 月 日送付

警察署		
仮免許受験日	指定教習所名	受験者数
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名
		合格者 名
		不合格者 名
		合 計 名

<注意>

- ・受験者名簿と照合し、不合格者も含めた全員分を送付すること。
- ・記載漏れ、訂正してある質問票がないか確認すること。
- ・誤記した質問票もそのまま送付すること。

送付者印	点検者印

年 月 日

## 仮運転免許試験実施結果報告書

警察署長 殿

教習所名  
管理者名



下記のとおり、委託業務を実施したので報告します。

実施年月日	受 験 者	
	大 型	人
	中 型	人
	準 中 型	人
	普 通	人
計		人

年 月 日

検 査 者  
警察署

別記様式第6号

年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

教習所名  
管理者名



仮運転免許試験委託業務実施結果報告書（ 月）

下記のとおり、委託業務を実施したので報告します。

実施年月日	仮運転免許試験実施人員					備考
	大型	中型	準中型	普通	計	
計						

